

国民健康保険からのお知らせ

交通事故にあったら届け出を

交通事故や傷害事件など、第三者の行為により治療を受ける場合、市への「第三者の行為による被害届」等の届出が必要です。

治療費は本来、加害者が負担すべきものですが、一時的に国民健康保険が立て替え、後日、栃木県国民健康保険団体連合会を介して加害者に請求することになります。

第三者の行為により国民健康保険で治療を受けた場合は、速やかに届出をお願いします。

ぐに届出ができない場合でも、取り急ぎご連絡ください。

注意事項

- ・相手がいない事故（自損事故）でも、届出は必要です。
- ・レセプト点検の際、交通事故などによるケガの原因をお聞きすることがあります。
- ・法令違反による事故（飲酒、無免許、スピード違反）など、犯罪行為によるケガや病気の場合は、いかなる理由があっても保険診療をうけることはできません。

おやま地区 手話通訳者等養成講習会

小山市・下野市・野木町在住の方を対象とした手話通訳者等養成講習会を開催します。

「入門基礎」講座

■日時

講習（土曜日・45回）

4月24日～令和4年2月19日

午前9時30分～正午

講義 上記の期間内に6回

午後1時～午後2時30分

■対象者 初めて手話を学び、手話を段階的に学びたい方

■定員 20名

（申し込み多数の場合は抽選）

■受講料 無料（テキスト代別）

「ステップアップ」講座

■日時

講習（土曜日・24回）

4月24日～12月11日

午前9時30分～正午

■対象者 「入門基礎」講座修了者、または相応の経験者

■定員 10名（事前面接あり）

■受講料 実費

共通事項

■場所 小山市・間々田市民交流センターしらさぎ館ほか

■申込期限 3月16日(火)

■申し込み・問い合わせ先

社会福祉課

☎(32)8900 FAX(32)8601

法人設立の手続がオンラインでワンストップに

定款認証や設立登記を含めたすべての行政手続が、オンラインでまとめて手続きできるようになりました。

■メリット

- ・オンラインなので来庁不要
- ・ワンストップなので複数の機関での手続不要
- ・24時間365日手続可能

■準備するもの

マイナンバーカード、インターネットに接続できる端末、ICカードリーダー、登記事項証明書（設立登記後に申請する場合）

利用手順

- ①「法人設立ワンストップサービス」で検索
- ②かんたん問診に回答し、必要な手続きを確認
- ③必要書類をオンラインで作成
- ④マイナンバーカードで電子署名を行い、申請
- ⑤申請完了

■問い合わせ先 マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178

（平日 午前9時30分～午後8時、土日祝日 午前9時30分～午後5時30分）

※音声ガイダンスに従って「4→1→3」の順にお進みください。

学生用の被保険者証（マル学保険証）をご存知ですか？

国民健康保険に加入中の市内在住の方が、進学のために市外へ転出する場合、学生用の被保険者証（マル学保険証）を交付します。

加入者の方の住所が市外に登録されても、国民健康保険の資格は転出前に所属していた世帯の加入者として取り扱い、国民健康保険税も、転出前の世帯での課税となります。

転出先の市区町村で新たに国民健康保険に加入する必要がなく、便利です。

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

Net119緊急通報システム運用開始



Net119緊急通報システムとは

聴覚や発語に障がいのある方が、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を使い、簡単な画面操作で119番通報を行えるシステムです。

スマートフォン等の位置情報を使用したり、よく行く場所を事前登録したりすることにより、外出先でも通報者の居場所が把握しやすくなります。また、消防指令センターとチャット形式で文字による対話が可能となり、消防車や救急車の迅速な出動につながります。

ご利用には事前登録が必要です。詳しくは、消防本部ホームページをご確認ください。

☎<http://www.119-ifd.or.jp/>

■対象者 下野市・壬生町・上三川町に在住・通勤・通学している方で、電話による119番通報が困難な方

■申し込み・問い合わせ先

石橋地区消防組合消防本部
通信指令課

☎(53)1119 FAX(53)6853

✉shobo-ishibashi@

119-ifd.or.jp